

## 教育職員免許法施行規則等の一部を改正する省令案について（概要）

**①教員養成フラッグシップ大学における単位の修得方法に関する特例制度の創設等****1. 改正の背景**

「Society5.0 時代に対応した教員養成を先導する教員養成フラッグシップ大学の在り方について（最終報告）」（令和 2 年 1 月 23 日中央教育審議会教員養成部会教員養成のフラッグシップ大学検討ワーキンググループ。以下「最終報告」という。）において、「教員養成フラッグシップ大学」として指定を受けた場合に、Society5.0 時代にふさわしい教員養成カリキュラムの研究開発を行うために特別の授業内容、指導方法等を積極的に取り入れることができるよう、教職課程の認定に関する特例の創設などを行うべきであるとの提言を受けて改正するものである。

**2. 改正の概要**

## (1) 指定大学の特例

(2) により文部科学大臣が指定する大学においては、専修免許状及び 1 種免許状（幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校に係るものに限る。）の授与の所要資格を得るために必要な科目の単位のうち、専修免許状及び 1 種免許状の取得に必要な単位数から 2 種免許状の取得に必要な単位数<sup>\*</sup>を差し引いた単位数までは、教員免許状の取得に必要なものとして指定大学が加える科目の単位をもってあてることができることとする。

※高等学校の場合は 2 種免許状がないため、中学校の 2 種免許状の取得に必要な単位数を除くこととする。

(2) 文部科学大臣が行う指定制度<sup>\*</sup>

(a) 文部科学大臣は、認定課程を有する大学のうち、教員の養成に係る教育研究上の実績及び管理運営体制その他の状況を総合的に勘案して、認定課程を有する他の大学の認定課程の改善に資する活動の展開が相当程度見込まれるものを、その申請により指定することができることとする。

(b) 文部科学大臣は、(a)の指定をしようとするときは、あらかじめ、中央教育審議会の意見を聴かなければならないこととする。

(c) 文部科学大臣は、(a)の指定をしたときは、指定大学の名称、指定を受けた日及び理由をインターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならないこととする。

(d) 文部科学大臣は、指定大学について指定の事由がなくなった場合は、(a)の指定を取り消すこととする。

※上記改正は最終報告において提言された「教員養成フラッグシップ大学」を教育職員免許法施行規則上「指定大学」として規定するものである。

## (3) 専修免許状に関する大学が加える教科及び教職に関する科目に準ずる科目の単位の取扱い

専修免許状の授与を受ける場合においても、教科及び教職に関する科目のうち大学が独自に設定する科目の単位の修得方法として、教科及び教職に関する科目（大学が独自に設定する科目を

除く。)に準ずる科目について修得することを可能とする。

(1種免許状及び2種免許状においては現在も同旨規定)

## **②ICT活用指導力を総論的に修得できる科目の新設等**

### **1. 改正の背景**

「令和の日本型学校教育」の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～(答申)(令和3年1月26日中央教育審議会)において、「各教科の指導法におけるICTの活用について修得する前に、各教科に共通して修得すべきICT活用指導力を総論的に修得できるように新しく科目を設けること」について検討し速やかな制度改正等を行うことが必要であることとされた。

また、学校を取り巻くICT環境は急速に変化しており、社会において求められる情報リテラシーも高度化する中で、「AI戦略2019」(2019年6月11日統合イノベーション戦略推進会議決定)では、大学や高等専門学校においても2025年には、初級レベルの数理・データサイエンス・AIを習得することとされた。

以上を踏まえ、教職課程におけるICTに関する内容の修得を促進すべく改正するものである。

### **2. 改正の概要**

- (1) 小学校、中学校及び高等学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教科及び教職に関する科目の単位の修得方法について以下のとおり改正することとする。
  - (a) 教科及び教科の指導法に関する科目のうち「各教科の指導法(情報機器及び教材の活用を含む。)」を「各教科の指導法(情報通信技術の活用を含む。)」とする。
  - (b) 道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目のうち「教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。)」を「教育の方法及び技術」及び「情報通信技術を活用した教育の理論及び方法」とする。
  - (c) 「情報通信技術を活用した教育の理論及び方法」を1単位以上修得することとする。
  - (d) 令和4年3月31日において認定課程を有する大学に在学している者であって、当該大学を卒業するまでに(a)・(b)の改正前の認定課程における科目の単位の修得するもの等については、(a)・(b)の改正前の認定課程における科目の単位の修得したものとみなすこと等の経過措置を設けることとする。
  
- (2) 幼稚園、小学校、中学校、高等学校の教諭、養護教諭及び栄養教諭の普通免許状の授与を受けるに当たって認定課程で修得する単位とは別に教員免許状の取得に必要なものとして教育職員免許法施行規則で定める科目の単位は、日本国憲法2単位、体育2単位、外国語コミュニケーション2単位のほか、情報機器の操作2単位又は数理、データ活用及び人工知能に関する科目2単位とする。

## 今後のスケジュール

公布：令和3年8月上旬予定

施行：①については公布日、②については令和4年4月1日

※ このほか、上記の改正に併せて、関連規定において所要の改正を行うこととする。